

松本市ペレットストーブ購入補助事業



申込みは
こちらから

交付要件

対 象 者:市内在住者(事業所含む)・これから設置される方(事前申請のみ)・市税に滞納がないこと
そ の 他:2月下旬までに検査完了できること・県内事業所又は代理店から購入(建築工務店等からの申請は不可)
長野県産の木質ペレット燃料を使用する方(上伊那森林組合製造:ピュア1号)

補助金申請書提出



書類審査(市)



事業実施(施工主)



実績報告書提出(施工主)



検査(市)



請求書提出(施工主)



支払い(市)

☆交付申請書(様式第1号)の作成

☆添付書類・本体価格の見積書の写し・設置場所、住宅の位置図・設置前写真・住民票
・ペレットストーブのカタログ・松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書

☆毎月月締めで書類審査

☆交付決定(翌月通知を郵送)

☆予定台数以上の申請があった場合、抽選となります。(抽選を行う場合は、翌月初旬に連絡します。)

☆交付決定書を受領後設置可能

設置完了後、1週間以内に実績報告書を提出

☆実績報告書(交付決定書に同封)作成

☆添付書類・領収書の写し(本体価格)・設置後の写真(設置前と比較)
・県産ペレットの燃料供給に関する協定書の写し

☆ペレットストーブの設置状況を確認

☆補助金確定通知書の送付(請求書同封)

☆請求書(様式第8号)作成

※ペレットの使用量等報告書の提出(設置翌年度から3年間毎年1回提出)